

1. 策定の趣旨

- 市川三郷町では、「自然・歴史・文化を活かした「にぎわい」づくり～子どもたちの未来へ伝統と安心をつなげて～」を将来像とする「市川三郷町第2次総合計画（2017～2026年度）」（以下、「第2次総合計画」という。）を策定し、将来像の実現に向けた取り組みを進めている。
- 全国的な人口減少が深刻化する中、2020年度には、2060年までを長期的に展望する「市川三郷町第2次人口ビジョン」（以下、「第2次人口ビジョン」という。）を策定するとともに、第2次総合計画の基本方針および重点施策に基づき、人口減少や少子化対策、『にぎわい』づくりの創出に対してより効果的と考えられる施策を整理した「市川三郷町第2次総合戦略」（計画期間2020～2026年度）（以下、「第2次総合戦略」という。）を策定し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により国民生活は大きな影響を受け、その生活環境や社会経済、個人の価値観など大きく変化しており、デジタル化への遅れに対する迅速な対処や社会全体のDXへの対応を強化していく必要がある。また、財政状況の悪化を受け「財政非常事態宣言」を出し、全町挙げて財政状況や改善に向けた取り組みを示し、情勢の変化に対応していく必要があるため、現行の上記両計画の計画期間を2年短縮し、新たに2025年度を初年度とする、「市川三郷町第3次総合計画（以下、「第3次総合計画」という。）を策定するものである。この「第3次総合計画」は「総合戦略」および「人口ビジョン」を内包させ、一体的に策定するものとする。

2. 総合計画策定にあたり、踏まえる事項

【総合計画とは】

- 「総合計画」は、まちづくりの長期的なビジョン（将来像）や方向性を示すものであり、市川三郷町の最上位計画として位置づけられる。
- 「総合計画」は、一般的に「基本構想」と「基本計画」により構成され、「基本構想」では長期的（10年程度）視点からまちづくりのビジョン（将来像）や方向性を示し、「基本計画」では中期的（5年程度）視点からビジョン（将来像）の実現に向けたまちづくり分野別の目標や施策を示す計画として策定されることが多い。
- 「基本構想」は、まちづくりの基本方針として、かつては地方自治法によってその策定が義務づけられていたが、地方分権の流れの中で、今日ではこうした策定義務は撤廃されているものの、各自治体がまちづくりを進めていく上での重要な指針となる計画として、その重要性は以前にも増して高まっている。
しかしながら、まちづくり分野別の様々な個別計画がそれぞれの法制度等に基づき策定されて事業化されている中、新しい「総合計画」のあり方が問われている。

【総合戦略とは】

- 「総合戦略」は、全国的な人口減少を克服するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国・都道府県・市区町村がそれぞれ策定する計画である。
- 「総合戦略」では、それぞれの地域の人口動向等を踏まえた政策目標・施策を定めるとともに、客観的な評価検証ができるようKPI（重要業績評価指標）の設定が求められている。
- 国では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が2022年12月に閣議決定され、市川三郷町でも、今後はこれを踏まえた地方版総合戦略「市川三郷町総合戦略」としての視点を持つことが重要である。

3. 策定の基本的な考え方

（1）「第3次総合計画」策定の基本的な考え方

- 「第3次総合計画」については、今般の社会情勢等を踏まえ、現行の「第2次総合計画」の計画期間を2年短縮し、2024年度中の策定を行う。

① 総合戦略および人口ビジョンを一体化した計画づくり

- 「第3次総合計画」の「基本計画」に「総合戦略」を内包し、一体的な計画づくりを行う。「総合戦略」では「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、市川三郷町でもデジタルの力を活用して、“誰もが便利で快適に暮らせる町”を目指す。
- 「第2次人口ビジョン」に示された将来展望について、その後の実績データ等を踏まえた検証を行い、必要に応じて、目標人口を見直し、「基本構想」に内包した一体的な計画づくりを行う。

② バックカスティング型の計画づくり

- まちづくりの最上位計画としての「総合計画」の検討にあたっては、現状分析等を通じた解消型課題からまちづくりを考える現在視点の“フォアカスティング”思考だけでなく、目指すべき将来像を起点に創造型課題からまちづくりを考える未来視点の“バックカスティング”思考の計画づくりを行う。

③ SDGs内包型の計画づくり

- これからの持続可能なまちづくりに欠かすことのできないSDGsについて、「基本計画」の各分野に単にマッピングするだけで終わらせるのではなく、「基本構想」に政策指標として位置付けることで、より身近な“市川三郷版SDGs”として捉え直し、これを新たな計画のひとつのポイントとするSDGs内包型の計画づくりを行う。

④ 目標管理型の計画づくり

- 多様な個別計画を体系的に捉え直すとともに、「第3次総合計画」が最上位計画として機能し、

- 様々なまちづくり分野それぞれを目指すべき方向へと導く目標管理型の計画づくりを行う。
- 基本構想は都市の目指す姿・目標を示し、基本計画は分野別の目指す姿・目標を示すこととし、その実現方策（手段）については個別計画に委ねる。

⑤ 住民の参画と協働実現型による計画づくり

- 計画策定プロセスにおいて、まちづくりへの住民意向を的確に掬い上げ、それを可能な限りわかりやすい形で計画に反映させる計画づくりを行う。
- 計画づくりはまちづくりの第一歩であるとの認識に立ち、計画策定プロセスにおける多様な住民参画の機会を設けるとともに、町職員も一丸となった協働実現型による計画づくり・まちづくりを目指す。

⑥ わかりやすい計画づくり

- 総合計画に掲載すべき内容を明確にし、ページ数の削減を図り、職員にとっては使いやすく、住民にとって見やすい計画づくりを行う。

4. 計画の期間

- 「第3次総合計画」の計画期間は、「基本構想」が10年間（2025（R7）～2034（R16）年度）、「前期基本計画」が5年間（2025（R7）～2029（R11）年度）とする。
- 「総合戦略」の計画期間も「第3次総合計画」計画期間に合わせ、5年間（2025（R7）～2029（R11）年度）とする。

5. 策定体制

（1）住民参画

- 住民アンケート・中高生アンケート調査の実施
- 住民ワークショップの実施
- 町内の関係団体等へのヒアリングの実施
- パブリックコメントの実施

（2）各種会議体

- 総合計画審議会
- 庁内本部会議
- 庁内分科会
- 庁内ワーキング

6. 策定スケジュール（審議会等は除く）

【令和5（2023）年度】

- 基礎調査
- トップインタビュー
- 現行計画（「総合計画」及び「総合戦略」）の進捗状況等の評価・検証
- 住民アンケートの実施
- 人口推計
- 住民ワークショップの実施（4回程度）
- 町内の関係団体等へのヒアリングの実施
- 「第3次総合計画（基本構想）」（案）の作成

	令和5年度										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基礎調査	→										
住民アンケート・中高生アンケート	→										
各種団体ヒアリング			→								
トップインタビュー		●									
施策評価調査	→										
人口推計	→										
住民ワークショップ	→										
基本構想(案)の検討								→			

【令和6（2024）年度】

- 「第3次総合計画（人口ビジョン・総合戦略一体型）」（案）
- 「第3次総合計画」のパブリックコメント実施
- 「第3次総合計画」策定

	令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本構想(案)の検討	→											
立案調査	→											
基本計画(案)の検討		→										
次期総合計画統合版の検討			→									
計画書(本編・概要版)の印刷・製本										→		
パブリックコメント							→					